

意見書

2004.7.5

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠様ならびに各委員様

宝塚市・大日向美那子

日頃は武庫川流域委員会にご尽力頂き、ありがとうございます。

第4回武庫川流域委員会に出席し、運営要領（案）に関し、以下申し述べますので、今後の会議で必ずご審議頂きますようお願い致します。

(1) 当日の議事骨子（04.6.28 付）によると、

3. 武庫川流域委員会運営要領（案）

①松本委員長から「武庫川流域委員会運営要領（案）」の修正について説明があり、次の修正及び付帯意見をつけ、了承されたとあるが、了承されたかどうかは定かではなかった。数名の委員から「公開賛成」、「公開反対」の意見が出されたが、その後挙手による決議などもなされぬまま「了承」されたと判断するのは性急過ぎる。

(付帯意見) として

・「運営委員会の会議は、提案のとおり当面は一般への公開は行わず、問題が生じた場合、その都度修正していくこととする。」となっているが、今までの運営委員会の様子を聞いてみると、毎回修正していかなばならぬことになり、この方が余程厄介なことになりはしないかと危惧する。準備会議提言書にも『参画と協働の理念実現のため、流域委員会の議論の透明性を確保すると共に、流域委員会の議論に、関係住民の意見を反映させることが重要である』と謳っている。何故運営委員会を「公開」してはいけないのか、その理由が全く明らかでない。すべて（プライバシーに抵触しないかぎり）公開すれば、むしろこれからの委員会の議事はスムーズに運ぶのではないか。

各委員におかれても、この項を再考されるようお願いしたい。

(2) 6月28日付の（新）運営要領（案）の（住民意見聴取）の第3項委員長は、流域委員会の会議において、傍聴者の発言時間を確保し、意見を聴取するとなっているが、これでは傍聴者の意見をただ聞き置くと言う事になりかねない。前述のように『関係住民の意見を反映させることが重要』という準備会議の提言がある。第4回流域委員会では確かに傍聴者の意見を聞く時間は持たれたが、はたして意見を「聴き」、それを議論の中に「反映」させただろうか。委員長はただ傍聴者に意見を言わせてただけで、それに対する適切な反応は何もなかった。もちろん委員会の議論に反映させることもなかった。

そこで、以下のように運営要領（案）の（住民意見の聴取）第7条第3項を修正されるよう提案する。

委員長は、流域委員会の会議において、傍聴者の発言時間を確保し、意見を聴取し、これを流域委員会の審議に反映させる。

(3) 議決について

今後あらゆる案件を協議し議決する場合、出席全委員の挙手にによる賛否を問うことを提案する。その場合、多数決によるものか、3分の2以上の賛成を必要とするものかなどの条件を定めるべきである。

(4) 運営委員会を傍聴者に公開するにあたって、物理的に困難との意見があるが、そもそも「公開」という基本姿勢が大切なのであって、傍聴者の人数を例えば先着〇名までと会場の大きさから制限されても、それは仕方ないと考える。また広報に関しては、県のホームページだけで十分と考える。

(5) 毎回、流域委員会会場入口で配布される資料の冒頭に載せられた「傍聴者からの意見について」の内容全般にわたって「傍聴者」を邪魔者扱いにするような文言が並んでいる。「参画と協働」という県の理念は、住民の参加なしには実行し得ないはずだ。一般参加者は委員と並んで重要な役割を担っているはずだ。実際、準備会議初回から数えて20回ほどの会議の中で、傍聴者による混乱が起きたことがあっただろうか。むしろ準備会議は住民の積極的な参加によって、どれだけ内容が深まり、活性化されたかは、そこに参加していたものは皆分かっているはずだ。規模も、抱えている問題もずっと大きい「淀川水系流域委員会」でさえ（一般参加者の方々へ）として、委員との意見交換時にマイクを通して発言して下さい。ということと、発言の際、プラバシー配慮のために・名前、・住所・あるいは所属を議事録へ掲載するかどうかの意思表示と議事録の確認を必要とするかどうかをおっしゃっていただきますようお願いいたします。という文言があるのみである。これは明らかに一般参加者への配慮の姿勢が感じられる文言である。是非、当事務局におかれても資料の冒頭に付ける「傍聴される方へのお願い」の文章の書き直しをお願いしたい。

以上

武庫川流域委員会 委員長松本誠様

武庫川を愛する尼崎市民の会 担当丸尾雅美

## 運営委員会を本委員会開催時に公開で行うことを提案します

武庫川総合治水のために、ご尽力をいただいております。  
第4回武庫川流域委員会において議論された「運営委員会の公開」について、提案いたします。

武庫川流域委員会が「運営委員会を非公開とした」ことについて「民主的な審議」と「住民の参画」という視点からの疑念については別紙の質問書をご覧ください。

運営委員会を非公開とする意見の中の一つに、物理的要因から仕方ないとするものがあります。すなわち「開催案内や会議場の確保など本委員会と同様に段取りすることが困難である」ということです。

これらの要因を解決する方法は、本委員会開催時の前後もしくは中間で運営委員会を行うことが考えられます。たとえば本委員会の終了後に運営委員会を続行するなどの方法でクリアーできるでしょう。段取り、広報、費用などの点から考えて合理的な方法だと考えられます。もちろんそれによって運営委員会の公開も可能となります。

本委員会の時間が割かれることで「本委員会審議の時間が減ってもったいない」などの意見が想定されます。しかし、運営委員会で協議する「本委員会の議題の選択及び協議の順序などは、民主的な結論を得るためにきわめて重要である」ことから、運営委員会のために時間を割くことは妥当でしょう。それによって運営委員会の公開が可能になることは、流域委員会の民主的運営を担保するために望ましいことです。

私たちの以上の提案をご審議ください。

2004年7月15日

武庫川流域委員会 委員長松本誠様

武庫川を愛する尼崎市民の会 担当丸尾雅美

武庫川総合治水のために、ご尽力をいただきありがとうございます。  
第4回武庫川流域委員会において議論された「運営委員会の公開」について、質問させていただきます。

この問題については第2回運営委員会の協議状況（添付資料5）に記載されている通り、運営委員会の協議の結果として、委員長から運営要領案（運営委員会の公開等）「一般には非公開とする」との提案が第4回流域委員会本会議に出されました。

「運営要領」に規定される公式の機関である運営委員会について、運営委員会が「非公開」という一定の方向づけを示したのです。「運営委員会」が単なる議事の整理と進行のみ受け持つ機関という位置づけが、すでに犯されていると言えます。

委員長は非公開にする根拠に次の三つ挙げられました。これらの根拠は民主主義と住民参画の理念にもとるもので、運営委員会を非公開にする根拠とはならないと考えます。選良が集う流域委員会の運営に関する合意として全く不適切です。

①運営委員会は自由に意見が言える場としたい。速記や録音は自由な議論を妨げる。

発言責任を回避して、あえて運営委員会を非公開にしようとの意図が見える。この意見は本会議では自由に意見が言えないことを意味する。運営委員会も本委員会もともに合意形成を目指す自由な意見交換の場でなければならない。しかも住民参画を担保しながら進められるべきだと考えるがいかがか。

②運営委員会は本会議の運営をスムーズに行うために議題や進め方の準備を行う場である。

議題の取り上げ方や提案内容は審議の結論に重大な影響をおよぼす。例えば、私たちは武庫川問題の「基本方針策定フロー」について、県当局が方針・計画の原案を提示する前に、流域委員会において高水などの基本的問題の議論と合意を行うべきだと考える。議題の選択や協議の順序は民主的な運営と結論を得るためにすこぶる重要である。「非公開」でやれるほど事務的にかつ簡単なことだと位置づけはあやまりだ。政治社会的にも「議会運営委員会」は重要な位置を占めており、民主主義の視点から現在はおおくが公開で開催されている（兵庫県議会、阪神間市議会は公開）。この点について松本誠委員長の認識は誤っていると考える。いかがか。

③運営委員会の協議の結果を本会議以前に、すなわち本委員に報告する前に、一般に公開するのは「筋でない」「ふさわしくない」。

この権威主義は、およそ現代の意見とは捉えにくい。今日、委員会・審議会など本会議に関わる多くの付属機関が設けられ、多様なデータや意見を求めるのが一般的で民主的な方策である。そこで提出される意見や資料を、本会議の構成員に知らせるまでは、秘密にして住民に知らせないという論拠はありえない。あらゆる段階において住民に情報を公開し、主権者である住民の意見を喚起するのが正道と考えるがいかがか。

委員長の議論のまとめは、「公開が理想だ」という意見がありながら「非公開」で差し当たりスタートするというもの。「公開」を良しとするのなら「公開」でスタートして障害があれば対応を考えるというのが順序です。運営委員会提案にこだわった不可解なまとめではないでしょうか。

以上の問いに対して、すみやかに武庫川流域委員会委員長として回答して下さい。

2004年7月15日

# 提 言 書

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠 様

2004年7月22日  
市民オンブズ西宮 前川 協子

炎暑の候、貴任務に御精励の段、敬意を表します。

さて、流域委員会発足以来、私は傍聴と意見異申を心がけて、県是の「協働と参画」を実践してきたつもりですが、重ねて以下の項目につき貴委員会に提言を致しますので、御審議を頂きますようお願い致します。

## 記

### I. 委員会の在り方について

- ① 委員会の終了予定時刻のオーバータイムにつきましては精々30分間にとどめて、参加者の次のスケジュールに差し支えないよう御配慮下さい。
- ② 委員各位の知識や意識、責務の自覚度等につきましては、かなりの温度差が感じられ、従来の審議会形式に陥る事を恐れます。各位の持ち味を発揮できるような各部会を早急に立ち上げられて、検討の結果を本委員会に報告され、総合討論となるように望みます。

### II. 運営委員会の在り方について

- ① 本委員会設置要項の第8条「委員会は公開を基本原則とする」に則り、法的な運営委員会も公開を基本として下さい。  
さもないと、密室の運営委に多数の県職員とコンサル事務局員の同席が認められているのは県民不在の不公平さで、運営委の主体性を欠き、県主導を思わせます。
- ② 去る6月28日に行われた第4回の流域委席上で、奇しくも発言のあった名言の「限りある資源」の効率性、有効性に鑑み、運営委の開催日は、流域委と同日にして下さい。

### III. 傍聴者意見や提言書等の扱いについて

今迄の経緯を省みるに、両者についての格別の審議や回答がないがしろにされているのは甚だ遺憾です。改めて、住民意見の内容を把握された上で、適切な審議と善処を望みます。

以上